

福岡県公報

令 和 5 年 4 月 4 日
第 386 号

目 次

告 示 (第226号 - 第232号)

○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(下 水 道 課)	1
○都市計画事業の認可	(公園街路課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可	(公園街路課)	3
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	3
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	(砂 防 課)	3
○保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等	(農山漁村振興課)	4
公 告		
○都市計画の図書の写しの縦覧	(都市計画課)	4
○応急入院指定病院の指定について	(健康増進課)	4
○特定病院の認定について	(健康増進課)	5
○県営土地改良事業の換地処分	(農村森林整備課)	5
○令和5年度福岡県調理師試験の実施	(健康増進課)	5
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	6
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	8
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	10
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(建築指導課)	10
○意見募集の結果の公示	(県民情報広報課)	11
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	11
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	13
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	15

○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	18
○一般競争入札の実施	(総務事務厚生課)	19

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	22
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	23
○猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催	(警察本部生活保安課)	23
○クロスボウの取扱いに関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	24
○年少射撃資格の認定のための講習会(年少射撃資格講習会)の開催	(警察本部生活保安課)	24
○少年指導委員の委嘱について	(警察本部少年課)	25

雑 報

○国土交通省九州地方整備局長による北九州広域都市計画道路事業の認可告示	(道路建設課)	28
○有料道路に関する工事の開始	(道路建設課)	28

再 掲

○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部交通企画課)	28
○意見募集の結果の公示	(警察本部交通企画課)	30
○意見公募手続を実施しなかった理由等の公示	(警察本部交通企画課)	30

告 示

福岡県告示第226号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成31年2月福岡県告示第81号筑豊広域都市計画下水道事業飯塚公共下水道の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

飯塚市

2 都市計画事業の種類及び名称

筑豊広域都市計画下水道事業飯塚公共下水道

3 事業施行期間

昭和43年9月3日から令和12年3月31日まで

4 事業地

(1) 取用の部分

平成31年2月福岡県告示第81号の事業地に次の区域を加える。

鯉田 字市丸、字小池、字五反田、字松本、字永浦、字椎の木、字井手ノ上の一部

川島 字古堤、字久世ヶ浦の一部

柏の森 字天神坂、字盲女ヶ池、字旗ヶ辻、字堤下、字徳満、字戸石場、字亀ノ甲、字芦ヶ浦の一部

伊岐須 字河原田、字草場、字後牟田の一部

横田 字後牟田、字古賀浦の一部

相田 字寺浦の一部

立岩 字坂本、字笠松の一部

(2) 使用の部分

なし

福岡県告示第227号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業1・4・44-9号戸畑枝光線

北九州広域都市計画道路事業7・6・44-3号元宮南鳥旗線

3 事業施行期間

令和5年4月4日から令和16年3月31日まで

4 事業地

(1) 取用の部分

北九州市戸畑区大字戸畑、川代一丁目、幸町、元宮町、明治町、南鳥旗町、汐井町、銀座一丁目、牧山海岸及び牧山五丁目並びに八幡東区大字枝光及び東田五丁目地内

(2) 使用の部分

北九州市戸畑区川代一丁目、幸町、汐井町、銀座一丁目、元宮町、明治町、牧山海岸、牧山五丁目並びに八幡東区大字枝光地内

福岡県告示第228号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、平成30年12月18日福岡県告示第1114号北九州広域都市計画道路事業1・4・44-9号戸畑枝光線（戸畑～牧山）及び北九州広域都市計画道路事業7・6・44-3号元宮南鳥旗線の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業1・4・44-9号戸畑枝光線（戸畑～牧山）

北九州広域都市計画道路事業7・6・44-3号元宮南鳥旗線

3 事業施行期間

平成26年10月8日から令和5年4月4日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第229号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定に基づき、令和4年2月18日福岡県告示第130号北九州広域都市計画道路事業1・4・44-9号戸畑枝光線（牧山ランプ～枝光ランプ）の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 施行者の名称

北九州市

2 都市計画事業の種類及び名称

北九州広域都市計画道路事業1・4・44-9号戸畑枝光線（牧山ランプ～枝光ランプ）

3 事業施行期間

平成23年12月2日から令和5年4月4日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

福岡県告示第230号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

新旧事項	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新事項	195	大川市大字酒見221番地11 大川大木交通安全協会 会長 福山 満博	大川市大字酒見221番地11	令和5年4月3日
旧事項	195	大川市大字向島1840番地2 大川大木交通安全協会 会長 福山 満博	大川市大字向島1840番地2	

福岡県告示第231号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 区域の名称 筑紫(a)-1
- 2 区域の所在地 筑紫野市大字筑紫
- 3 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号1号から19号までを順次結んだ線及び標柱番号1号と19号とを結んだ線に囲まれた区域

所在地	地番	標柱番号
筑紫野市大字筑紫	565番1	1号、2号及び19号
	460番26地先道路敷	3号
	460番52	4号
	481番	5号及び6号
	493番1	7号から9号まで
	560番5	10号

563番 1	11号
564番 1	12号
564番 2	13号
567番 3	14号
567番 5	15号
567番	16号
568番 1	17号及び18号

福岡県告示第232号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
豊前市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び豊前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により久留米市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

筑後中央広域都市計画道路の変更（令和5年3月10日久留米市告示第116号）

公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして次の精神科病院を指定したので公示する。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	指定期間
福岡県立精神医療センター 太宰府病院	太宰府市五条三丁目 8番1号	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
福岡病院	福津市花見が浜一丁目5番1号	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
飯塚記念病院	飯塚市鶴三緒1452番地2	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
行橋記念病院	行橋市北泉三丁目11番1号	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町1730番地	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
のぞえの丘病院	久留米市上津町2543番地1	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
堀川病院	久留米市西町510番地	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日

聖ルチア病院	久留米市津福本町1012番地	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
--------	----------------	------------------------

公告

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項及び第33条第4項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める基準に適合するものとして次の精神科病院を認定したので公示する。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

病院の名称	所在地	認定期間
福岡県立精神医療センター 太宰府病院	太宰府市五条三丁目8番1号	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
福岡病院	福津市花見が浜一丁目5番1号	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町1730番地	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日
のぞえの丘病院	久留米市上津町2543番地1	令和5年4月1日 ～令和8年3月31日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

換地処分をした地域	換地処分年月日
新星野2期地区縫尾換地区（八女市星野村字姥柿）	令和5年3月23日

公告

令和5年度福岡県調理師試験を次のように実施する。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、調理師法施行規則（昭和33年厚生省令第46号）第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したもの。

2 試験

(1) 方法

試験は筆記試験とし、出題形式は客観式四肢択一（全60問）とする。試験科目は次のとおりとする。

- ア 公衆衛生学
- イ 食品学
- ウ 栄養学
- エ 食品衛生学
- オ 調理理論
- カ 食文化概論

(2) 日時

令和5年10月28日（土曜日）

午後1時30分から午後3時30分まで

(3) 場所

未定（決まり次第、福岡県ホームページに掲載するとともに、送付する受験票に記載する。）

3 受験手続及び受付期間

(1) 受験の申込方法

ア 受験申請書1部に受験票・写真台帳（写真は申込前6月以内に撮影した上半身、無帽、正面向き、縦4センチメートル、横3センチメートル、裏面に受験県（福岡県）・氏名・生年月日を記入したものを貼付）1部、受験手数料6,100円（福岡県領収証紙を購入し領収証紙納付書に貼付）、受験票送付用封筒（84円分の切手を貼付）1部及び次に掲げる書類（福岡県知事が実施した平成26年度以降の調

理師試験の受験票の原本を提出する場合は省略可能)を添えて公益社団法人調理技術技能センター(以下「センター」という。)調理師試験担当(郵便番号103-0012 東京都中央区日本橋堀留町二丁目8番5号 JACCビル5階 電話番号03-3667-1815、ファックス番号03-3667-1868)に提出すること。

- ① 学校教育法第57条の規定に該当することを証する書類1部
- ② 調理師法施行規則第4条に規定する施設又は営業において2年以上調理の業務に従事したことを証する書類1部

イ 受験申請書は、最寄りの保健福祉環境事務所若しくは保健福祉事務所(ただし、福岡市においては各区保健福祉センター衛生課食品係とし、北九州市においては小倉北区及び八幡西区は保健所、その他の区は各区役所内保健福祉課生活衛生担当とし、久留米市においては保健所とする。以下「保健福祉環境事務所等」という。)、福岡県保健医療介護部健康増進課(以下「健康増進課」という。)又はセンター調理師試験担当で配布する。

郵便によって受験申請書を請求する場合は、封筒(大きさは問わない)の表に「福岡県調理師試験 受験申請書希望」と明記し、宛先、郵便番号及び住所を明記して140円切手を貼った返信用封筒(角型2号)を同封して、センターに請求すること。郵便による受験申請書の請求は、令和5年5月8日(月曜日)から同月19日(金曜日)までの期間に到着したものに限り受け付ける。

ウ 受験手数料6,100円は、福岡県領収証紙により納入すること。受験手数料は、申込受付後は一切返還しない。

エ 郵便によって受験を申込み場合は、必ず書留郵便にてすること。

(2) 受付期間

郵便による受験申込みは、令和5年5月8日(月曜日)から受け付けることとし、同年6月2日(金曜日)までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 合格者の発表

(1) 試験に合格した者の受験番号は、令和5年12月15日(金曜日)午前10時00分に発表する。発表は、センターのホームページに掲載するほか、保健福祉環境事務所等、健康増進課及びセンターに掲示して行う。

(2) 合格者に対しては、センターから、合格通知書により合格の通知を行う。

5 その他

受験手続その他の問合せは、センター調理師試験担当に対して行うこと。

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

複写サービス単価契約(20枚機、35枚機及び45枚機)

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者(特別の理由がある場合を除く。)

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員であるもの(それぞれアに該当する者を除く。)

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条
- ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条
- ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条

オ 県内の市町村において個人住民税(個人県民税及び個人市町村民税)を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの(

特別の理由がある場合を除く。)

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31

日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）

セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組員名簿

タ ISO9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和5年4月18日（火曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

複写サービス単価契約（20枚機、35枚機及び45枚機）

(2) 調達物品及び数量

入札説明書による。

(3) 契約期間

令和5年7月1日から令和10年6月30日

(4) 納入場所

指定場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（令和3年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和5年5月16日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA・A
01	02	事務機器	AA・A
05	02	電気通信機器	AA・A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2236

- 6 契約条項を示す場所
5の部局とする。
- 7 入札説明書の交付
令和5年4月4日（火曜日）から令和5年5月15日（月曜日）までの福岡県の休日
を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日
」という。）を除く毎日、9時00分から17時45分まで5の部局で交付する。
- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法
- (1) 提出場所
5の部局とする。
- (2) 提出期限
令和5年5月16日（火曜日）17時45分
- (3) 提出方法
持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期
限内必着）で行う。
- 10 開札の場所及び日時
- (1) 場所
福岡県警察本部入札室（地下1階北側）
- (2) 日時
令和5年5月17日（水曜日）10時30分
- 11 落札者が不在の場合の措置
開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項
の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその
代理人の全てが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札その他の場
合にあつては別に定める日時及び場所において行う。
- 12 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金
各見積単価（税込み）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5

以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場
合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（各見積単価（税込み）に各調達物品の
発注予定数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し
、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

各契約単価（税込み）に各調達物品の発注予定数を乗じた金額の合計の100分の
10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の
場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（各契約単価（税込み）に各調達物品の
発注予定数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し
、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに
加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

- (8) 入札書に日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札
- (9) 入札書内訳書の積算が誤った入札
- (10) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) General descriptions of the per-piece contracts that are going to be bid for Copying Service (for copy machines with print speed of 20/35/45pages per minute)
- (2) Contract Period : From the day on which the contract becomes effective

according to the contract signed between the Governor of Fukuoka Prefecture and the party concerned through June 30, 2028

- (3) Time Limit of Tender : 5 : 45 P. M. on May 16, 2023
- (4) Unit/ Section in charge of the notice : Supply Unit,Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters 7 - 7, Higashi-koen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8576, Japan
TEL 092-641-4141 (Ext. 2236)

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県指定確認検査機関の処分の基準（平成23年5月1日施行）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

国土交通省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により手続を実施して定めた指定確認検査機関の処分の基準と同一の内容を定めたものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。また、国土交通省の一部訂正に伴う改定については福岡県行政手続条例第37条第4項第8号に該当する為同様に実施しなかったものです。

2 基準の改正日

令和5年3月24日

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第5号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県指定構造計算適合性判定機関の処分の基準（平成23年5月1日施行）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県建築都市部建築指導課に備え置きます。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 意見を募集しなかった理由

国土交通省が行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第1項の規定により手続を実施して定めた指定構造計算適合性判定機関の処分の基準と同一の内容を定めたものであり、福岡県行政手続条例第37条第4項第5号に該当するため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 基準の改正日

令和5年3月24日

公告

知事が保有する公文書の開示決定等に係る審査基準案について、令和5年1月31日から令和5年3月1日までの間、御意見を募集しました。

その結果、提出された御意見はありませんでしたので、文言の一部を整理し、令和5年3月23日に設定しました。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

問合せ先

総務部県民情報広報課情報公関係

電話：092-643-3104

メールアドレス：joho-kokai@pref.fukuoka.lg.jp

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

- ・令和5年度公用車一括リース契約①
- ・令和5年度公用車一括リース契約②

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
イ 年間売上高
ウ 自己資本金
エ 流動比率
オ 経営年数
カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）
- 3 競争入札参加資格審査の申請方法等
- (1) 申請方法
- 次の書類を知事に提出するものとする。
- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号）
イ 法人にあっては登記事項証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第 2 号）
エ 県税に未納のないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3 か月以内に発行された原本又は写し）
オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第 10 号）及び確認資料
カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第 11 号）及び確認資料
キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前 2 事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の 12 月 31 日現在のもの）（様式第 3 号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前 2 か年分）
ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第 4 号）
ケ 営業概要表（様式第 5 号）
コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組

- 合用営業概要表（様式第 6 号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第 7 号）
シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第 8 号）
ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第 9 号）
セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
ツ 返信用封筒（404 円切手を貼付した長形 3 号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和 5 年 4 月 18 日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和 5 年 9 月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和 5 年 7 月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 5 年 4 月 4 日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

令和 5 年度公用車一括リース契約①

(2) 調達物品及び数量

日産サクラ・リーフ又は同等品 34台

(3) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和 4 年 4 月福岡県告示第 371号）に定める資格を得ている者（令和 3 年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2 に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資

格をいう。以下同じ。）

令和 5 年 5 月 9 日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2 の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	A A ・ A

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が 1 の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県総務事務厚生課調達班に令和 5 年 4 月 28 日（金曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

F A X 092-643-3109

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年 2 月 22 日 13 管 達 第 66 号 総 務 部 長 依 命 通 達）に 基 づ く 指 名 停 止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園 7 番 7 号

電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）

F A X 092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和5年4月4日（火曜日）から令和5年4月28日（金曜日）までの福岡県の休日
を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日
」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和5年5月9日（火曜日）15時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期
限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟地下1階）

(2) 日時

令和5年5月10日（水曜日）10時00分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項
の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが
立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合
にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付
又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を
保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す
ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額
とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加
わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が2以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達
しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停

止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 入札金額(単価)の全てが予定価格(単価)の制限の範囲内であり、かつ、各入札金額(単価)に数量を乗じて得た金額の合計金額が最低価格であり、並びに有効である入札書を提出した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ(<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

Official vehicle bulk lease contract①

(2) Delivery place : According to specifications

(3) Time Limit for Tender : 3 : 00 P. M. on May, 9 2023

(4) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office

7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan

Tel 092 - 643 - 3092

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 調達内容

(1) 調達案件名

令和5年度公用車一括リース契約②

(2) 調達物品及び数量

三菱ミーブ又は同等品 41台

(3) 履行場所

入札説明書による。

2 入札参加資格(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格(令和4年4月福岡県告示第371号)に定める資格を得ている者(令和3年度競争入札参加資格者名簿(物品)登載者)

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ (<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) からダウンロードすることにより入手することができる。

- 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和5年5月9日（火曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
 (3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者
 (4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を福岡県総務部総務事務厚生課調達班に令和5年4月28日（金曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

F A X 092-643-3109

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者
 (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間

中でない者

- 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092 (ダイヤルイン)

F A X 092-643-3109

- 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

- 7 入札説明書の交付

令和5年4月4日（火曜日）から令和5年4月28日（金曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

- 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- 9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所

5の部局とする。

- (2) 提出期限

令和5年5月9日（火曜日）15時00分

- (3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

- 10 開札の場所及び日時

- (1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟地下1階）

- (2) 日時

令和5年5月10日（水曜日）10時30分

- 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際に入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 入札金額（単価）の全てが予定価格（単価）の制限の範囲内であり、かつ、各入札金額（単価）に数量を乗じて得た金額の合計金額が最低価格であり、並びに有効である入札書を提出した者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

(1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。

(2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

(3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。

(4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Official vehicle bulk lease contract②
- (2) Delivery place : According to specifications
- (3) Time Limit for Tender : 3 : 00 P. M. on May, 9 2023
- (4) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata - ku, Fukuoka City, 812 - 8577, Japan
Tel 092 - 643 - 3092

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類
令和5年度コピー用紙単価契約（知事・教育）
- 2 競争入札参加者の資格
 - (1) 競争入札に参加することができない者
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

- ① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条
- ② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条
- ③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理

- 人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- エ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- オ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料
- カ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料
- キ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- ク 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- セ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- ソ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- タ I S O 9000 シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- チ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）
- ツ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3) 申請書の受付期間

この公告の日から令和5年4月17日（月曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和5年9月末日までとする。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和5年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和5年4月4日

福岡県知事 服部 誠太郎

1 競争入札に付する事項

(1) 契約事項の名称

令和5年度コピー用紙単価契約（知事・教育）
単価契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による

(3) 契約期間

令和5年6月1日から令和6年5月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年4月福岡県告示第371号）に定める資格を得ている者（令和3年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和5年5月18日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次のいずれかの条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
01	03	紙	AA、A、B
01	02	事務機器	AA、A、B
05	02	電気通信機器	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求め

に応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする物品が1の(2)に示した物品であることを証明する仕様申立書を総務部総務事務厚生課調達班に令和5年4月24日（月曜日）17時00分までに提出して承認を受けた者

・仕様申立書の提出場所及び仕様申立書に関する問合せ先

総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092

（FAX）092-643-3109

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）

（FAX）092-643-3109

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和5年4月4日（火曜日）から令和5年4月24日（月曜日）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、9時00分から17時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

郵送の場合 令和5年5月17日（水曜日）17時00分

持参の場合 令和5年5月18日（木曜日）15時00分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

総務部総務事務厚生課入札室（行政南棟地下1階）

福岡市博多区東公園7番7号

(2) 日時

令和5年5月19日（金曜日）10時00分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札。

なお、落札者が契約締結前に指名停止となった場合は、落札者としての権利を失うものとし、契約を締結しない。

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情申立てについては、福岡県庁ホームページ（<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
The contract to purchase Plain Paper Copier at unit-price
- (2) Time Limit of Tender :
3 : 00 P. M. on May 18, 2023
- (3) Contact Point for the Notice : General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Office
7-7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812-8577, Japan
TEL 092-643-3092

公安委員会

福岡県公安委員会告示第69号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟

銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年4月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

- (1) 講習会の日時
令和5年5月30日（火） 午前10時00分から午後5時30分までの間
- (2) 講習会の場所
北九州市小倉北区大門一丁目6番19号 小倉北警察署 会議室
- (3) 受講対象者
福岡県内に住所を有する者
- (4) 受講可能人員
20名

2 講習の科目

時 間	科 目
午前10時00分～午後3時30分	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時30分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第70号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

令和5年4月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

日 時	場 所	開催警察署
令和5年5月3日（水） 午後1時30分～午後4時30分	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署
令和5年5月12日（金） 午後1時30分～午後4時30分	久留米市東櫛原町1002番地2 久留米警察署 会議室	久留米警察署
令和5年5月19日（金） 午後1時30分～午後4時30分	福岡市早良区百道一丁目5番15号 早良警察署 会議室	早良警察署
令和5年5月26日（金） 午後1時30分～午後4時30分	北九州市八幡西区光明一丁目6番6号 折尾警察署 会議室	折尾警察署

2 講習の科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、講習通知書及びテキスト「猟銃等取扱いの知識と実

- 際」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第71号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の5第1項に基づく猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（技能講習）を次のとおり開催するので告示する。

令和5年4月4日

福岡県公安委員会

1 散弾銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年6月8日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	トラップ射撃	各18名
令和5年6月15日（木） 午前9時00分～午後5時00分			
令和5年6月22日（木） 午前9時00分～午後5時00分			

2 ライフル銃技能講習・ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃技能講習

日 時	場 所	射撃方法	受講可能人員
令和5年6月8日（木） 午前9時00分～午後5時00分	筑紫野市大字柚須原 223番地25 福岡県立総合射撃場	大口徑 ライフル射撃	15名

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、技能講習受講申込書に所定の事項を記入し、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1か月前までに申し込むこと。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料12,700円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習の当日は、所持許可証、技能講習通知書、技能講習に用いる銃砲及び当該銃砲に適合し、かつ、福岡県立総合射撃場で使用可能な実包を必ず持参すること。

- (5) 講習の当日は、耳栓、ベスト、両具等射撃する際に必要な用具を必ず持参すること。
- (6) 講習時間の都合上、射撃の練習を行う時間がないので、受講者は、事前に射撃の練習をするように努めること。
- (7) ライフル銃技能講習と散弾銃技能講習を同一日に受講することはできないので、各々別の日に受講すること。
- (8) 講習に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (9) 気象状況等により講習時間を変更する場合は、福岡県立総合射撃場が、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第72号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3の2第1項の規定に基づくクロスボウの取扱いに関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第19条の2第2項の規定により告示する。

令和5年4月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所

(1) 講習会の日時

令和5年5月31日（水） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階 生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

(4) 受講可能人員

20名

2 講習の科目

時 間	科 目

午前10時00分～午後3時30分	クロスボウの所持に関する法令 クロスボウの使用、保管等の取扱い
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,900円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「クロスボウ取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所が隣接警察署等に変更となる場合もあるが、その場合は、事前に受講希望者に連絡する。

福岡県公安委員会告示第73号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第9条の14第1項の規定に基づく年少射撃資格の認定のための講習会（年少射撃資格講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第29条第1項の規定により告示する。

令和5年4月4日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

令和5年5月14日（日）午前10時00分から午後5時00分までの間

(2) 講習会の場所

福岡市博多区東公園7番7号 福岡県警察本部4階生活安全部会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者で年少射撃資格の認定を受けようとするもの

2 講習の時間及び科目

時間	科目
午前10時00分～午後3時30分	空気銃の所持に関する法令 空気銃の使用の方法
午後3時30分～午後4時30分	講習結果に対する考査
午後4時30分～午後5時00分	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 受講希望者は、年少射撃資格講習受講申込書に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、5月8日（月）までにすること。
- (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料9,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、講習通知書及びテキスト「空気銃・空気けん銃取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。
- (6) 会場の都合等により、講習会の場所を変更する場合がある。その場合は、事前に受講希望者に連絡することとなるので注意すること。

福岡県公安委員会告示第74号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を令和5年4月1日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

令和5年4月4日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
甲斐 幸夫	092-734-0110 中央警察署（少年係）	中央警察署の管轄区域
内林 美恵子		
森田 洋子		
井上 道人		
山本 由佳		
後藤 和範		
半田 佐由里		
堀内 理恵子	092-412-0110 博多警察署（少年係）	博多警察署の管轄区域
野上 幸司		
中村 康三		
平田 美代子		
橋本 博子		
井上 耕治		
田中 幸義		
永田 繁夫	092-643-0110 東警察署（少年係）	東警察署の管轄区域
砥綿 ひろ子		
廣門 典子		
譽田 秀作		
迫野 譲二		
長 隆行		
早川 哲也		
水野 井津子		
萩尾 武士		
松田 伸一		

光吉 勉		
吉村 雄二		
小金丸 勇二	092-847-0110 早良警察署 (少年係)	早良警察署の管轄区域
緒方 健二		
杠 洋一	092-801-0110 城南警察署 (少年係)	城南警察署の管轄区域
柳田 豊		
富山 孝昭		
湯浅 尊臣	092-805-6110 西警察署 (少年係)	西警察署の管轄区域
上村 経裕		
森田 美佐子		
峯崎 亮一		
鶴田 満徳		
西 正道	092-542-0110 南警察署 (少年係)	南警察署の管轄区域
古賀 景子		
羽賀 美佳		
平木 幸子		
筒井 憲昭		
大嶋 俊平	0940-36-0110 宗像警察署 (少年係)	宗像警察署の管轄区域
小木 政博		
北嶋 勝春		
村岡 隆裕	0946-22-0110 朝倉警察署 (少年係)	朝倉警察署の管轄区域
中原 茂利		
宮嶋 文洋		
三好 末敏		
久保 康之	092-580-0110 春日警察署 (少年係)	春日警察署の管轄区域

田中 直樹		
井上 和秀		
寺田 恵子	092-929-0110 筑紫野警察署 (少年係)	筑紫野警察署の管轄区域
幸田 吉史	092-323-0110 糸島警察署 (少年係)	糸島警察署の管轄区域
中田 光美	092-939-0110 粕屋警察署 (少年係)	粕屋警察署の管轄区域
長澤 尊房		
秋葉 祐三子	093-771-0110 若松警察署 (少年係)	若松警察署の管轄区域
多田 政博		
村島 永俊		
鬼丸 隆		
片岡 功一		
塚本 昌俊	093-861-0110 戸畑警察署 (少年係)	戸畑警察署の管轄区域
深町 通雄		
山内 富士子		
吉田 薫		
二村 勉	093-691-0110 折尾警察署 (少年係)	折尾警察署の管轄区域
高尾 義幸		
出利葉 義孝		
宮地 久男		
久富 学	093-662-0110 八幡東警察署 (少年係)	八幡東警察署の管轄区域
田中 慎一		
吉野 裕晴		
岡 聡子		
永田 義則		

角園 茂	093-583-0110 小倉北警察署 (少年係)	小倉北警察署の管轄区域
瀬口 徹		
瀬口 環		
新井 節代		
木下 正樹		
大森 美世子		
魚住 大介		
安井 伊津雄		
西 賢治	093-321-0110 門司警察署 (少年係)	門司警察署の管轄区域
越智 広海		
山田 耕治		
萩原 正悦	093-923-0110 小倉南警察署 (少年係)	小倉南警察署の管轄区域
矢野 了		
吉松 卓哉		
長畑 敏行		
向井 浩義		
吉田 美佐夫	093-645-0110 八幡西警察署 (少年係)	八幡西警察署の管轄区域
八尋 美穂		
長田 紀俊		
野口 亀人		
松井 千恵美		
中村 政弘		
中村 研一	0930-24-5110 行橋警察署 (少年係)	行橋警察署の管轄区域
國永 芳秀		
増田 和政		

谷中 浩二	0949-22-0110 直方警察署 (少年係)	直方警察署の管轄区域
薦野 千恵美		
野上 忠良		
矢野 富士雄		
土居 誠	0948-21-0110 飯塚警察署 (少年係)	飯塚警察署の管轄区域
本田 昭三		
田中 宇佐美		
梶原 徳幸	0948-57-0110 嘉麻警察署 (生活安全係)	嘉麻警察署の管轄区域
嶋田 尋美		
入船 清	0947-42-0110 田川警察署 (少年係)	田川警察署の管轄区域
田丸 米藏		
徳野 康博		
池田 昇		
元永 正次		
石原 尚典		
角 正司	0942-38-0110 久留米警察署 (少年係)	久留米警察署の管轄区域
八尋 義文		
服部 昌子		
田中 幹雄		
大谷 哲也		
熊丸 雅裕		
前岡 義人		
野瀬 利宗		
久保 正義	0942-73-0110 小郡警察署 (生活安全係)	小郡警察署の管轄区域

入江 兼也	0943-22-5110 八女警察署 (少年係)	八女警察署の管轄区域
宮園 勝典		
中島 久幸	0944-74-0110 柳川警察署 (少年係)	柳川警察署の管轄区域
森田 好孝		
坂梨 博行		
山口 義輝	0944-43-0110 大牟田警察署 (少年係)	大牟田警察署の管轄区域
中尾 芳子		
泉 英明		
武田 和美		
斉藤 敏博		

雑 報**福岡北九州高速道路公社公告第 3 号**

国土交通省九州地方整備局長による都市計画事業の認可告示があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 4 日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜 安 和 秀

- 都市計画事業の種類及び名称
北九州広域都市計画道路事業 1・4・44-9号戸畑枝光線
- 施行者の名称
福岡北九州高速道路公社
- 事務所の所在地
福岡市東区東浜二丁目 7 番53号
- 事業地の所在
取用の部分 北九州市戸畑区大字戸畑、川代一丁目、幸町、元宮町、明治町、南鳥旗町、汐井町、銀座一丁目、牧山海岸及び牧山五丁目並びに八幡東区大

字枝光及び東田五丁目地内

使用の部分 北九州市戸畑区川代一丁目、幸町、汐井町、銀座一丁目、元宮町、明治町、牧山海岸、牧山五丁目並びに八幡東区大字枝光地内

福岡北九州高速道路公社公告第 4 号

道路の工事を行うので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第 7 号）第22条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 5 年 4 月 4 日

福岡北九州高速道路公社
理事長 喜 安 和 秀

- 路線名
北九州市道 北九州高速 5 号線
- 工事の区間
北九州市戸畑区大字戸畑地内から北九州市八幡東区東田五丁目地内まで
- 工事の種類
新設工事
- 工事開始の日
令和 5 年 4 月 5 日

再 掲

福岡県公安委員会公告式規則（昭和29年福岡県公安委員会規則第18号）第 2 条第 2 項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会規則第 9 号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 5 年 3 月24日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則
福岡県道路交通法施行細則（昭和47年福岡県公安委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2章 交通規制（第3条の2 - 第7条）」を「第2章 交通規制（第3条の2 - 第7条の2）」に、「第6章の2 車両の使用の制限（第20条の2 - 第20条の4）」を「第6章の2 車両の使用の制限（第20条の2 - 第20条の4）」に改める。

第1条の2の見出し中「小児用の車」を「乳母車」に改め、同条第1項中「小児用の車（）」を「乳母車（）」に、「小児用の車」を「乳母車」に、「確認申請書（小児用の車）」を「確認申請書（乳母車）」に、「小児用の車の」を「乳母車の」に改め、同条第2項中「確認申請書（小児用の車）」を「確認申請書（乳母車）」に、「確認証（小児用の車）」を「確認証（乳母車）」に改め、同条第3項中「小児用の車」を「乳母車」に改める。

第1条の3の見出し中「確認証（小児用の車）」を「確認証（乳母車）」に改め、同条第1項及び第2項中「確認証（小児用の車）」を「確認証（乳母車）」に改め、同条第3項中「小児用の車を」を「乳母車を」に、「亡失した確認証（小児用の車）」を「亡失した確認証（乳母車）」に、「当該確認証（小児用の車）」を「当該確認証（乳母車）」に改め、同条第4項中「確認証（小児用の車）」を「確認証（乳母車）」に改める。

第1条の4の見出し中「車椅子」を「車」に改め、同条第1項中「第1条の4第2項」を「第1条の5第2項」に、「車椅子（）」を「身体障害者用の車（）」に、「車椅子」を「身体障害者用の車」に、「車椅子の確認」を「身体障害者用の車の確認」に、「確認申請書（車椅子）」を「確認申請書（身体障害者用の車）」に、「車椅子の利用者」を「身体障害者用の車の利用者」に改め、同条第2項中「確認申請書（車椅子）」を「確認申請書（身体障害者用の車）」に、「車椅子の」を「身体障害者用の車の」に、「確認証（車椅子）」を「確認証（身体障害者用の車）」に改め、同条第3項中「車椅子」を「身体障害者用の車」に改める。

第1条の5の見出し中「確認証（車椅子）」を「確認証（身体障害者用の車）」に改

め、同条第1項中「確認証（車椅子）の」を「確認証（身体障害者用の車）の」に、「確認証（小児用の車）」を「確認証（乳母車）」に、「確認証（車椅子）」を「確認証（身体障害者用の車）」に、「車椅子の」を「身体障害者用の車の」に、「小児用の車」を「乳母車」に、「車椅子」を「身体障害者用の車」に改める。

第2章の次に次の1章を加える。

第2章の2 遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行の届出
(遠隔操作による通行の届出)

第7条の3 法第15条の3の規定による遠隔操作型小型車（遠隔操作により道路において通行させるものに限る。以下この条において同じ。）の遠隔操作による通行の届出は、遠隔操作により通行させようとする場所を管轄する警察署長（通行させようとする場所が公安委員会の管理に属する二以上の警察署長の管轄にわたるときは、そのいずれかの警察署長）を経由して行わなければならない。その届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

第6章の2の次に次の1章を加える。

第6章の3 特定自動運行の許可等
(特定自動運行の許可等)

第20条の5 特定自動運行の許可等に係る次に掲げる手続は、福岡県警察本部交通部交通企画課長を経由して行うものとする。

- (1) 法第75条の12第1項及び第75条の16第1項に規定する許可申請
- (2) 法第75条の16第3項及び第4項に規定する届出
- (3) 規則第9条の19第2項に規定する許可証の再交付申請
- (4) 規則第9条の38第1項及び第3項に規定する許可証の返納

様式目次第1号の項中「確認申請書（小児用の車）」を「確認申請書（乳母車）」に、同日次様式第1号の2の項中「確認証（小児用の車）」を「確認証（乳母車）」に、同日次第3号の項中「確認申請書（車椅子）」を「確認申請書（身体障害者用の車）」に、同日次第3号の2の項中「確認証（車椅子）」を「確認証（身体障害者用の車）」に改める。

様式第1号中「確認申請書（小児用の車）」を「確認申請書（乳母車）」に、「小児用の車」を「乳母車」に改める。

様式第1号の2中「確認証（小児用の車）」を「確認証（乳母車）」に、「小児用の車」を「乳母車」に改める。

様式第2号中「第1条の4第1項第1号」を「第1条の5第1項第1号」に、「電動車椅子」を「身体障害者用の車」に、「車椅子の名称」を「身体障害者用の車の名称」に、「車椅子の大きさ」を「身体障害者用の車の大きさ」に改め、同様式備考を次のように改める。

備考 1 身体障害者用の車とは、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に規定する電動車椅子をいう。

2 当該支給に係る決定通知書及び判定書の写しを添付すること。

様式第3号中「確認申請書（車椅子）」を「確認申請書（身体障害者用の車）」に、「第1条の4第2項」を「第1条の5第2項」に、「車椅子」を「身体障害者用の車」に改める。

様式第3号の2中「確認証（車椅子）」を「確認証（身体障害者用の車）」に、「第1条の4第2項」を「第1条の5第2項」に、「車椅子」を「身体障害者用の車」に、「確認証（車椅子）」を「確認証」に改める。

様式第24号（裏）中「第119条の2の2第2項」を「第119条の2の4第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の規則第1条の2第2項により交付し、及び第1条の4第2項の規定により送付し、又は交付された確認証は、改正後のこの規則の第1条の2第2項により交付し、及び第1条の4第2項の規定により送付し、又は交付された確認証とみなす。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第75号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則等（案）について、令和5年3月8日から同月13日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和5年3月24日

福岡県公安委員会

1 規則等の題名

- (1) 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和5年福岡県公安委員会規則第9号）
- (2) 道路交通法に基づく遠隔操作型小型車の遠隔操作による道路における通行に係る指示の基準等
- (3) 道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の審査の基準
- (4) 道路交通法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の審査の基準
- (5) 道路交通法に基づく特定自動運行に係る指示、許可の取消し及び許可の効力の停止の基準等

2 規則等の公布の日

令和5年3月24日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったが、文言の一部を整理の上、規則等を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課に備え置く。

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県公安委員会告示第76号

福岡県行政手続条例（平成 8 年福岡県条例第 1 号）第 37 条第 4 項第 8 号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、道路交通法施行規則第 1 条第 2 項第 1 号の規定による小児用の車の確認の基準等の一部を改正したので、同条例第 41 条第 5 項の規定に基づき、次のように告示する。

令和 5 年 3 月 24 日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号）等の制定に伴い、所要の規定の整理をしたものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第 37 条第 4 項第 8 号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 基準の施行の日

令和 5 年 4 月 1 日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<https://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通企画課法規係に備え置く。